

幼児教育・保育 無償化

あなたのお子さんは
どこにあてはまる？

無償化の対象チェック! 詳しくはこちら



「みいつけた! 家族の笑顔が増えるまち」

太田市役所

無償化の対象チェック!



いいえ

保育の必要性はありますか? (※)

※保育者の就労・疾病や介護等により家庭で保育できない状態であること。

はい

無償化の期間



満3歳になった
最初の4月1日から3年間

※幼稚園利用者は入園できる時期に合わせて満3歳児からです。
※0~2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象です。

子どもが通っている施設は?

- ・新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- ・認定こども園(幼稚園部分)
- ・就学前障がい児の発達支援制度施設(★2)
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・上記以外

子どもが通っている施設又は利用しているサービスは?

- ・保育所、認定こども園(保育所部分)
- ・地域型保育(小規模保育など)
- ・就学前障がい児の発達支援制度施設(★2)
- ・認可外保育施設(★3)
- ・一時保育、病児保育事業(★3)
- ・ファミリー・サポート・センター事業(★3)
- ・新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- ・認定こども園(幼稚園部分)
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・企業主導型保育施設(★4)
- ・上記以外

★1 平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、制度の実施主体となった市町村によって、教育・保育給付認定や利用者負担額(保育料)が定められる園を指します。
★2 利用申請時に療育の必要性が認められた児童が対象(障害者手帳を所持している、児童相談所の判定や医師の診断により発達障害と認められたなど)。
★3 保育所・認定こども園・幼稚園等に通っていない、又は在籍していない児童が対象。
★4 詳細は各施設へお問い合わせください。

A 満3~5歳児 無償

D 満3~5歳児
住民税非課税世帯の0~2歳児 無償

A' 満3~5歳児
月額2万5,700円まで無償

無償化の対象にはなりません

C 3~5歳児
住民税非課税世帯の0~2歳児 無償

D 3~5歳児
住民税非課税世帯の0~2歳児 無償

E 3~5歳児
月額3万7,000円まで無償
住民税非課税世帯の0~2歳児
月額4万2,000円まで無償

A 満3~5歳児 無償

A' 満3~5歳児
月額2万5,700円まで無償

3~5歳児・住民税非課税世帯の0~2歳児
標準的な利用料が無償

無償化の対象にはなりません



さらに 預かり保育を利用した場合

B 3~5歳児
月額1万1,300円まで無償

B 住民税非課税世帯の満3歳児
月額1万6,300円まで無償

※預かり保育のみの無償化上限額は月額1万1,300円

さらに 幼稚園の預かり保育が未実施又は実施時間が少ない場合

- ・認可外保育施設
- ・一時保育事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合

E 3~5歳児
月額1万1,300円から**B**の預かり保育
無償化給付額を差し引いた額が無償

E 住民税非課税世帯の満3歳児
月額1万6,300円から**B**の預かり保育
無償化給付額を差し引いた額が無償

A~Eの詳細は次ページへ

お問い合わせ先

太田市役所こども課

☎0276-47-1943
☎0276-47-1830

※就学前障がい児の発達支援制度施設については、太田市役所障がい福祉課 0276-47-1929
※企業主導型保育施設については、各施設へ直接お問い合わせください。

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-006kyoiku-kodomo/>



A 新制度移行済の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)について

利用料

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
- 詳細は、こども課又は各園にお問い合わせください。

A' 新制度に移行していない幼稚園について

利用料

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、入園料・保育料は月額2万5,700円まで無償となります。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。
- 給食費や通園費等は無償化の対象外です。

※入園資格や受付期間、手続きなど全般は、各園で異なりますので、利用を希望する園にお問い合わせください。



B 預かり保育について

利用料

- 共働き世帯など、保育を必要とする事由に該当する保育認定(施設等利用給付認定)を受けている場合は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)

C 保育所・認定こども園(保育所部分)への入園、地域型保育の利用について

利用料

- 3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 0歳から2歳児までのお子さんは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- お子さんが2人以上の世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。)
- 上記利用料とは別に、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
- そのほか、ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯等に対して、利用料の減免措置があります。
- 詳細は、こども課又は各園にお問い合わせください。

延長保育

保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。利用には別途、延長保育料が必要です。

D 就学前障がい児の発達支援について

利用料

3歳から5歳児までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償となります。各種サービスの利用手続き等は、障がい福祉課の窓口でお渡する「児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問利用の流れ」をご参照ください。

※放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはなりません。

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただきます。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方も無償化の対象となります。

※無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。対象である場合は、市が発行する「通所受給者証」に記載されるので、利用前にご確認ください。

E その他の保育サービスについて

利用料

保育所・認定こども園・幼稚園等に通っていない、又は在籍していない児童で、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けた3歳から5歳児のお子さんを対象として、月額3万7,000円までの利用料が無償となります。0歳から2歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

